流通・サービス・金融共闘連絡会議

2018春季生活闘争 取り組み方針(案)

		基本的な考え方		賃上げ要	要求				者の立場にたった 」の見直し						
	産別	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	日吐明労働の日エ	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	取り組み	女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み	五 その他の 取り組み	要 求 提出日	回答指定日
汾 追 ・ サ 1 ヒ フ ・ 金 鬲 ま 屋 追 糸 会 諄	UAゼンセン 方針31日 (第員会)	続的な実質賃金の引き上げ、底上げ・格差 是正を進める 2)賃金引き上げに加え、働き方の改善に取り組む(賃上げプラス働き 方改善) 3)「顔の見える共闘」、	「賃金体系維持分に加え、2%基準で賃金を引き上げる」ことを基本に、賃金水準別に要求 基準を設定する。 【ミニマム水準未達の組合、水準不明の組合】 格差是正を強く求め、賃金体系維持分に加え、2%基準で賃金を引き上げる。賃金体系維持分を含めた要求総額として9,500円または4%を基準とする。ただし、格差是正として、まずはミニマム水準への到達を目指すことに伸系維持分をである場合は、定めた体系維持分を高かた要求総額が9,500円または4%に満たない場合は、可能な限り上乗せの要求をする。ミニマム水準(諸手当を除く基本賃金) 240,000円 大卒30歳・勤続17年(基本賃金) 240,000円 【到達水準未達の組合】 格差是正の必要性を踏まえて、部門ごとに要求基準を設定する。 高卒35歳・勤続17年(基本賃金) 255,000円 【到達水準に向け部門ごとに要求基準を設定 力る。高容35歳・勤続17年(基本賃金) 255,000円 大卒30歳・勤総8年(基本賃金) 250,000円 【到達水準以上の組合】 目標水準に向け部門ごとに要求基準を設定 する。	・ で しまっと いっぱい という はいか という はい から はい はい から はい から はい から はい から はい	原的直 やの生生住とこに多実件手す にがい向は通育つにが中お職た原的直 やの生生住とこに多実件手す にがい向は通育つにが中お職た原的直 やの生生住とこに多実件手す にがい向は通育つにが中お職た原的直 やの生生住とこに多実件手す にがい向は通育つにが中お職た原的直 やの生生住とこに多実件手す にがい向は通育つにが中お職た原物直接の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	最低賃金額(18歳以上) は、月額158,000円域 準に生して し、地域 等す道額で が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	年 8 間 年 1 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	定間、特性到達間の間間側の、常・形月間族以的内年条条など、場合間を持足を関い、大きないい。 一個大型 では、一個大型 では	0時は1900年により、	無期、の度ととのというでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	長りのと削実、戈生養り、養反・ これ込まメート の組の時期、対すり、大きのでは、これでは、大きのでは、大きのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・ 保証・ は で は で が で が で が で が で が で が で が で が で	・退職金(企業年 ・労災付加給付か 定 ・CSR(企業の ・CSR(企業の ・の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2月末日	

	基本的な考え方			賃上げ要	 求				の立場にたった の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加値の適正分配/取引の適正化の取り組み	i その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
流 通 ・ サ ビ ス ・ 金 融 共 闘 連 絡 会 議 自 方1月の会予	タートは、春間から」とは、香間の位置を行い、を1単二には一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	30歳:248,775円 35歳:293,807円 40歳:343,042円 【公共サービス民間労働者】 ①「賃金カーブ維持相当分 4,500円+賃金改善分6,000	平均賃上げ要求 13,500円以上(賃金 カーブ維持4,500円 生活維持・向上分 7,200円以上+格差是 正・歪み是正分1,800 円)」とする。		計,010 計1,01	ての労働者とすべての地 域公共サービス民間労 働者の最低賃金を月給	①一時金の引き上げ にあたっては、期 にあたっている。 手当こと。 のが の の 連用に のが で が を は の が で り の が で り の が で り の が で う の が で う ら と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	① 1800年は、外り と36にの。正のッ適把 おの間8上て水ら強間にるにし理、外り と36にの。正のッ適把 おの間8上で水ら強 であるする である である である である である である である である である であ	低休産化 非をのざ上に護く 保つをま あ、設か廃求白し場無限を休収動に等まれる開門ではに 対すが乗出にいる関連では、おいれて、おいれて、 の置とめいます。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	場にであるとなっている。となって、る。となって、まないで、まないで、まないで、まないで、まないで、まないで、まないで、まないで	下、安とはい、平間。 で年取てらいまはい、平間。 で年取てらい、まはい、平間。 で年取てらい、まはい、平間。 で年取でも、とのでは、ことでは、一つのでといいでででででででででででででででででででででででででででででででででで	る い を い を の の の の の の の の の の の の の	制度に対応する取り 組み】	ゾーンとし、 遅くとも2月	
生保労連方針決定日1月16日	ション・働きがいの向上」 および「経済の好循環実 現」を総合生活改善闘争 全体の目的・考え方とし て位置付け、統一闘争全	(1)営業支援策の充実 ・営業職員の収入の向上をは かるべく、営業支援策の充実 を最重要課題として最大限の 取組みを行う。 (2)賃金改善				かる最祖を発育されて、要でで、重要で、で、重要できた。 (2) には、で、重要できた。 (2) には、 (2) には、 (3) には、 (4) には、 (4) には、 (5) には、 (5) には、 (5) には、 (6) には、 (生201体総両健場と乗るれっはう画進題度営を組むし向握積一時労化組を体れき労戦化労の大変に大阪である。 職々場めたま縮い参を課制運み全航でに把て、(長・強各態のそづ1. 電は、春のまました。 本水取り 同時に近のがから、に 上なは応かる。 は、春のは、春のは、春のは、春のは、春のは、春のは、春のは、春のは、春のは、春の	4.8-2020.8) よと (1) という (2) 動取 (2) 動取 (3) をいう (4) をいう	ライア・スティックでは、	A 過過では、 のの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	男等活趣界進踏同前期(2014.1-2016) 大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	性の各推を共な中針」ま、取。お進況 切の に度促 ク 小益	【60境年法之大の二就等就働処現合になす対大支適実多に労職に対策の齢の対や実工環の機の規合になす対大支適実多に労職にの場ができずいのは、1、 この整番趣象適現に環境がのきけんみ 務り施遇 一た整備 国を務なめ、場がのきけんみ 務り施遇 一た整備を設定した。 3、 一人整備を設定した。 3、 一人整備を表する。 3、 一人整備を表する。 3、 一人整備を表する。 3、 一人整備を表する。 3、 一人整備を表する。 3、 一人整備を表する。 4、 一人を表する。 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、 4、	委員会】 2月2日 【内動会】 3月2日 ※いずまとずれません 期限日と位	委員会】 3月2日 【内勤職員 委員4月4日 ※いずれも 「回答期限

	基本的な考え方			賃上げ要	求				がの立場にたった 」の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の具正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン: で生み出した付け値の適正分配/1の適正化の取り	旧価 その他の 取り組み	要 求 提出日	回答指定日
\ 		月例給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む。	前述の要求に包含	前述の要求に包含	前述の要求に包含	前述の要求に包含	前述の要求に包含	以下の方針の大きな表示では、 いいたを展り、 を表して、 ・組安とかな立がに一様のでは、 ・組安とかな立が、 ・組安とがなった。 ・組安とがなった。 ・組安とがなった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	手当などの労働諸 条件の改善に取り 組む。」に包含	の是正」記載の 方針にもとづい	の是正」記載の方 針にもとづいた取 り組みを展開す	の是正」に記載 料 した対策の一 として対策の一 引先 として 所取 引 見 直 し 」 に 取り組みを 展開 する。	「下の方針にもとづいたととづいたととづいたという。 にみも展開していくこととづいた。 る。金体体で一丸義を場していた。 り縁のメンを方をたましていたがりをでいたがりをでいる。 かののショントのでは、 かののショントのでは、 はないをがりをでいるがりをでいるがりできながい。 はないをがりをでいるがりできない。 はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	し て、七人るユるり 巻えて見求 客質がてこ直努て 取職がと環ニマま く、いにめ になで、応し削	
サービス連合 方針決定日 1月24日	きた賃上げの取り組みせ、中期的な賃金目標収 550万円」を着実にる闘争と位置づけ取り組し、生活の基礎であるりの引き上げにこだわりで年収改善を実現させ進める。	たい、	(5以上の東) (5以上の東) (5以上のより、月例 業員対象量質) 業員金に10%を き設定。1,000円 ついては、法定 定(月額はツーリ) (172,100円 1/172,100円 1/172,100円 1/158,300円 1/158,300円 1/157,600円 1/157,600円 1/157,600円 1/157,600円 1/147,700円 1/147,700円 1/147,700円 1/147,100円 1/147,00円 1/147,200円 1/147,200円 1/147,300円 1/142,400円 1/142,400円 1/142,400円 1/141,300円 1/141,300円 1/141,300円 1/141,300円 1/141,300円 1/143,300円 1/143,300円 1/141,000円 1/135,800円 1/134,400円 1/134,400円 1/134,400円 1/134,400円 1/134,000円 東大分・鹿児 1/134,000円 1/135,800円 1/157,500円	○契約件別の (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	例極求続備 に員さ円質3,5こ 金 ミス 35円 歳・ は労地額的金質的基けに 、のれと的00と 実 平社 歳・ 歳・ 、働域とに改 のれと的のと 実 では 歳・ は の は の は と に な と な と な と な と な と な と な と な と な と	す産要を ででは、 ででが	標」を指する。	1800時間実現にむ連知には、	正 1)慶弔休暇を正社員と基準で全員に付与・ 2)通勤手当を正社員とで全員に支給する。 3)正社員と同様の時間率を全員に適用する。 4)食堂やロッカー等の生施設について全用可能とする。 5)安全管理に関わる分備品等について全用可能とする。	供作には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	○ 会統で応下の小の間子び有各女で取点た男むけ女女おくのもり支会統で応下の小の間子び有各女で取点た男むけ女女お女定取りますに」きが上げ、男現就に制護が、組推とみ取場等、女ける間性け性定りをである。 ② ③ ③ ② ③ ③ ② ③ ③ ② ④ ④ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	等けつ一、を ほ短確お度 51 一的に 20 現にと差活推進と 10 20 20 20 20 20 20 20	現労働者への登用機)設定を確認する。 算5年を超える有期契 労働者の無期労働契約 シ転換について労働協 および就業規則を確認	日まで	3月12日※渉 16 中間

	基本的な考え方			 賃上げ要	 ē求				音の立場にたった 」の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み		要 求 提出日	回 答 指定日
流 通・サービス・金融 共闘連 絡会議 生 方2月10日 は ままり は ままり は ままり は 定 定 定 定 に ままり は ままり はまり は	向上を目指し年間 金の底上げを図る。 〇生活基盤の確立 労働な、経営体で がであるという観点から、トナナーシップ機能を発生のより 能及びパを発生し、より 安定したを発生活取り 確立に向けた取り を行う。	(1)消費者物価指数の動向を中 心とした外的要因が従業員 の可処分所得日銀の全全融緩 和等の各種政策が母体行の 収益状況等の内部環境を十 分考慮した上で、年間し、総 合的な損の実態には一定。 (2))各単組の実態には、定ス アップを諸手当の拡充等とは り間で、年間し、に 大 の維持・賃金の要態には、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、					生め以う。(1) の外のえび等体そ益境上維指改 即維ッ充目昨目たは行 の外のえび等体そ益境上維指改 即維ッ充目昨日 にはアがある日の行し状をで持し、善後にり 物中が保税融策影の部し金を賃 にはアがいる 指と業へ制緩が響いな とり という。(1) がいる。(1) がいる。(2) という。(3) という。(4) という。(5) という。(5) という。(6) という。(7) という。(7) という。(8) という。(9) という。(1) がいる。(1) という。(1) という。(2) という。(3) という。(4) という。(5) という。(5) という。(6) という。(7) という。(7) という。(8) という。(8) という。(9) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(2) という。(3) という。(4) という。(5) という。(5) という。(6) という。(7) という。(7) という。(8) という。(8) という。(8) という。(9) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(1) という。(2) という。(3) という。(4) という。(4) という。(5) という。(5) という。(6) という。(6) という。(7) という。(7) という。(8) とい	け、労使にて年次有 休取得促進及び時間 外労働削減について 協議・検討を行う。	向け、労働条件の見 直しについて提言活		女性の活躍推進が活躍性が活躍情が支援を制づくいる。	5 全 2	両拡と育でとる。		
方針決定日 2月9日	材流出や、新規採用の 定数割れなど人材確保 が課題となっている状況 を踏まえ、2018春闘では 賃金的な労働条件の引き 上げを図ることで、将き にわたり安心して働き続	・月例賃金(基本給)の引き上げを原則とする。 ・産別内格差是正、初任給引き上げに伴う体系是正、格差 是正、手当の改善もしくは新設などについても広義の賃金 引き上げ(底上げ)要求に含める。		・全ての非正規労働者の賃金引き上げを要求する。		・月額を高卒初任給、日額を月額の21分の1、時間額を日額の7.5分の1とすることを求める。・時間額がその水準に達していない職員に賃金まで引き上げるよう要求する。		け、間1800時 ・時間1800時 ・時間指外、適理を ・時間指外、適理を ・一方、 ・一方、 ・一方、 ・一方、 ・一方、 ・一方、 ・一方、 ・一方、	た、法な正の趣旨を え、5年にも無とない換す た、5年にも無りという。 にされてもこり、1000 はようにでもこり。 後にという。 では、1000 は は、1000 は は、1000 は は、1000 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	2018とけら踏働き期制、つめめめ止く食を休手とうや能をたまま者る転度のいてのなめ、全求暇当同要一なのなめ、「なった」では、「なった」では、「なった」では、「なった」では、「なった」では、「なった」では、	・連女計男とでは、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直	1911年では、1911年には、1911年では、1911年には、1911年		3月5日	3月26日

	基本的な考え方			賃上げ要	要求			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		サプラノチー・ハク体				
共 産 闘	別 産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組 繰が設定する場合)」「賃上げ分」	規模 同格 左の 走止	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	ー時金 ・一時金の要求基準等 長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求提出日	回答指定日
	運動の基調等をベーク (全体) (本体) (本体) (本体) (本体) (本体) (本体) (本体) (本	金労金組織全体における正職点 全労金組織全体における正職点 員の「底上げ・底支え」の観査を のした。全労金が実施した。 を実施さいる。 を実施組は、書き水本準組は、の書き水水準組は、の書き水水準は、の では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	者については、業務等 委託や代理店業務力の の拡大を阻止、金庫 ととあわせ嘱託・金庫 との「公正実現・正の連盟・ を通」を正現連まする引き、 を通」を、取り、に要なのも、 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	等職員について、「同一 労働同一賃金ガイドライン(案)」が示された等に 、公実現を図る観えに 、公実現を図る観えと 、場」の実現を図る観れと 、場上の 、場合して、 、場合して、 、場合して、 、場合して、 、場合して、 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が 、が	違いがないため、具体 的な方針は示していない。	の「底上げ・底支え」「誰	①嘱託等をは、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大の大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、」」「一大きな、「一大な、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大きな、「一大な、「一大きな、「一大な、「一大な、「一大きな、「一大な、「一大な、」」」「一大な、「一大きな、」」「一大な、「一大な、」」「一大な、「一大な、」」「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」、「一大な、「一大な、」、「一大な、「一大な、」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、」」、「一大な、「一大な、「一大な、「一大な、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大ない、「一大	で難いた数※3契合の換し付特対めと応 へい見聞え他踏り、 社能いた数※3契合の換し付特対めと応 へいすが関係では、 大手にしやなす正のて、すが関係では、 大手にした。	関果施クえが整用を改をまーバきに定業次体のでいます。 はます。 はます。 はます。 はまずの、大角のでは、大角を、大角のでは、大角が、大角のでは、大角ので	休業法」の周知名 女性動計行動計行動計行動計行動計行動計行動計行動計行動計行動計行動計行動が表して、 りれた、一の点をとマクアルラントののでは、カーアルラントののでは、カーアルラントののでは、カーアルランドルトントントントントントントントントントントントントントントントントントント	度化等に取り組む。tjζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζζ<l< td=""><td>田舎げ、職人、下で、 くこに原族にを 交別任方、継直を下る報やしつ。雑する主に関係を いったに開を 前の職えでは関認の出るこにに的や等性も、が、育、め直議課 の、確・行る。 は今やるたう度にの協め出 を立ても護知での、はつるので、び、大きの、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、</td><td>「ちの寺(り再き)」 けつ削・・舌冓(歩客用を公売)引申。果を、てこ圣易定る(と) 左・央司台(茘則ヽこ)</td><td>3月27日</td></l<>	田舎げ、職人、下で、 くこに原族にを 交別任方、継直を下る報やしつ。雑する主に関係を いったに開を 前の職えでは関認の出るこにに的や等性も、が、育、め直議課 の、確・行る。 は今やるたう度にの協め出 を立ても護知での、はつるので、び、大きの、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	「ちの寺(り再き)」 けつ削・・舌冓(歩客用を公売)引申。果を、てこ圣易定る(と) 左・央司台(茘則ヽこ)	3月27日

	基本的な考え方		賃上げ要	要求				の立場にたった の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求) 雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等		均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み		要 求 提出日	回答指定日
流通・サービス・金融	・医療・介護・福祉職場に働く労働者が、将来に希望が持てる賃金水準を確保する。	構成組織ごとにベア要求をお	 ・時給換算で37円引き上げ要求(連合要求と同じ)。 ・月給制の非正規雇用労働者の賃金については正規雇用労働者と同等の賃上げを要求する。 		・企業内最低賃金の協約 化を目指す。高卒初任 給172,500円を要求(連 合要求と同じ)。	情を踏まえ、昨年を			・管理職(中間管は) ・管理職(中間をは) ・職員の理解を ・職員の理解を ・職員からののの ・職員からのののののである。 ・職員がいたののののである。 ・職職がののである。 ・離職が、でのである。 ・離職が、でのである。 ・離職ののである。 ・離職ののである。 ・離職ののである。 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでいるのでは、 ・でいるのでいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでは、 ・でいるのでいるのでいるのでいる。 ・でいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいる。 ・でいるのでいるのでいるのでいる。 ・でいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいる。 ・でいるのでいるのでいるのでいるのでいる。 ・でいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるの	いて、世帯主要件をはじめとした職場における男女差別の実情を点検把握し、男女差別是正の取				歳 各構成組織 ≧ ごとに決定 する
(本) (主) (生) (生) <	信金・信組の永続的な発展ならびに、そこに働く者の実質生活水準の向上をめざし、総合的な結本、 や労働条件の維持・改善に向けて取組む。	現状の収益性並びに組合員の 安定した生活が確保し得ること を念頭に置き、賃金カーブの維 持を最低限の取組みとして、各 単組とも主体性をもって要求す る。さらに交渉の場を有効に活 用し、現行賃金制度における 歪みや格差等を是正すべく労 使協議をはかる。				定した生活水準の向 上をめざし、年間賃金	働時間短縮の取組みとして、組織実態にあった職場点検活動を通じ、ワーケルールの徹底や特別条項付き36協定の適切な上限時間の設定等について労使協議を行う。	視し、職員のは 、職員けりでなるの 、職員けりでなるの 、し、機びやりで、 、でし、 、でし、 、でし、 、での 、での 、での 、での 、での 、での 、での 、で	ある職場」をめざし、間 職場におけ類解におけ類解のようは 関係がはもとより、実 といるが、よいなチェックの集果のルス・ボースとが、よいなのののののののののののののののののののののののののののののののののののの			安定した豊かな生をがませた。というでは、人員にもいる。人員にしている。人員にしている。というでは、人質にもいる。というでは、一点ので	でを日処と	₹5月下旬処と する
労 済 労 連 方針決定日 1月23日 (予定)		・賃金カーブ維持分の原資を確保する。	35歳ポイント所定内賃金の加盟10単組平均額への到達をめざす。 到達水準として「誰もが時給1000円」を設定し、これを上回っている場合は連合2017都道府県別リビングウェイジをかずっまた、要求額は37円・月例6,000円を目安とする。		全単組で取り組み、必ず金額を確認する。また、その際の水準として、地域別最低が逆転することもに、当面の目標としてもがめざするとともに、当面の可りをめざし、当面の円」をめざし、連合がめざし、地では、当面の円」をがして、当面の円」をがして、当面の円」をがして、当面では、当面では、当面では、当面では、当面では、当面では、当面では、当面では	一時金を含めた「年収 ベースの維持」にこだ	間720時間以内」「時間外労働の延長時間	昇給制度・一時金制 度を導入するための 労使議論を促進す る。	の周知を行う。ま た、「育児のための				未定	未定